

令和2年11月10日

第11回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 9 号

令和 2年 第11回 定例会

日時：令和2年11月10日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	高 橋 翔

令和 2 年

第 11 回教育委員会定例会

令和 2 年 11 月 10 日（火）午後 2 時

場 所 区議会第二委員会室

議事録署名人 田嶋幸三委員

第 1 議案の審議

第 58 号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則

第 2 報告事項

- (1) 令和元年度文京区一般会計歳入歳出決算(教育局)について (資料第 1 号)
- (2) 令和 3 年度重点施策について (資料第 2 号)
- (3) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について
(資料第 3 号)
- (4) 令和元年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について
(資料第 4 号)
- (5) 文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について
(資料第 5 号)
- (6) 文京区立図書館システムの更新について (資料第 6 号)
- (7) 小石川図書館改築に伴う竹早公園との一体的整備について (資料第 7 号)

第 3 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 時間になりましたので、第 11 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、清水委員が欠席、そのほかの委員は出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、田嶋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

第 1 議案の審議

第 58 号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

議案の審議に入ります前に、本日の会議運営についてお諮りしたいと思います。報告事項の資料第 6 号「文京区立図書館システムの更新について」ですが、第 58 号議案「文京区立図書館館則の一部を改正する規則」に関連する内容となっております。そのため、当該議案の審議を行う前に、資料第 6 号をご報告させていただき、その上で提案説明、審議を一括して行い、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第 58 号議案の審議に先立ちまして、資料第 6 号「文京区立図書館システムの更新について」。報告をお願いいたします。

○真砂中央図書館長 それでは、資料第 6 号をご覧ください。文京区立図書館システムの更新についてでございます。

まず、「概要」でございます。現行の図書館システムは 12 月中でのリソースアップに伴いまして、新システムを来年、令和 3 年 1 月から導入しまして、セキュリティを強化するとともに、新たな機能を追加して、利便性の向上を図るというものでございます。

2 「新たに提供する主なサービス」に、「電子書籍の貸出サービス」と、ございます。「電子書籍の貸出サービス」という新たな図書館の資料の取り扱いを行うため、今回、文京区立図書館館則を変更して対応したいと考えておるものでございます。この電子書籍は、読書バリアフリー法を踏まえまして、障害者及び高齢者等の読書環境の確保に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した非

来館型サービスとして新たに貸出サービスを開始するものでございます。

提供する資料でございます。令和2年度、今年度の1月11日から新システムの開始と同時に、電子書籍が導入されますけれども、1000タイトル、内訳としましては、2年間リースとなっている電子書籍が500タイトル、そして、完全に図書館として買い取りになるものが500タイトルで、合計1000タイトルとなります。こちらは、令和3年度以降拡充を行っていく予定でございます。また、もう1点、電子資料としてオーディオブック、聞く本ということで音声が入っているものです。こちらの電子配信を行います。当年度、令和2年度中開始段階から3000タイトル、令和3年度以降も3000タイトルを継続していくものでございます。「利用対象」、また「貸出点数等」につきましては、こちらに記載のとおりです。

次に、電子書籍のほか、主なサービスとして加わるものとしましては「読書記録」。今まで利用者の声として、自分自身が借りた本はどういったものがあったか記録が欲しいという声が多かったものですから、ご希望のあった利用者の方が、希望に応じてログイン画面でご自身で操作を行って、過去に借りた資料名を表示する機能が追加されるものです。ただし、この内容につきましては、当然、第三者あるいは図書館員ですらもこの内容を見ることはできないようになっております。

「イベントの申込機能」。図書館で行われている行事、映画会とか講演会、こうしたものをホームページ上で申し込みを行う。参加したいという申し出の予約を行うものです。

4点目としましては、「本の表紙画像の表示」です。アマゾンなどでよく見られるものですが、図書館として今一番出ている本、最新に投入された本の表示を行うものでございます。

「稼働の開始日時」でございます。こちらは先ほども申しましたが、令和3年1月11日午前9時からになってございます。

「今後のスケジュール」でございます。図書館システムの運用及びホームページの停止期間としましては、令和2年12月29日の閉館後から令和3年1月11日午前9時まででございます。

これに伴いまして、システムの入替えの期間として臨時休館を行います。年末年始休館が12月29日閉館後、1月4日まで。1月5日から1月10日まで臨時休館するものでございます。

(3)「その他」として、臨時休館に当たりましては、貸出期間を通常より長くすることで、利用者の利便性に配慮するものです。

報告は以上でございます。

○加藤教育長 続きまして、第58号議案の説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第58号議案、文京区立図書館館則の一部を改正する

規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、図書館での電子資料の利用に伴い、必要な改正を行うものでございます。

1 ページをご覧ください。現在、第 2 条第 2 号において、図書館資料の定義を規定しておりますが、電子書籍及びオーディオブックの利用開始により、電子資料の定義を加えるものでございます。

なお、電子資料の利用について、必要な事項は教育長が別に定めるものでございます。

この規則の施行期日は、令和 3 年 1 月 11 日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、資料第 6 号及び第 58 号議案の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○坪井委員 技術的なことを伺います。電子資料の貸し出しというのは、どういう手続でできるようになるのでしょうか。

○真砂中央図書館長 通常の本の貸し出しと同じく、利用者の方はそれぞれ利用者カードを持っておられます。そこに利用者カードの番号というのがあり、それをキーにしまして、ホームページ上からアクセスをしていただいて、指定の ID 等を入れていただくことによって手続を行います。貸し出しが可能な電子書籍であれば、そこから先は見る事ができるという形になってございます。

○坪井委員 そうしますと、予約のところ「(電子資料を除く。)」という規則になるようですが、電子資料というのは、予約しなくても誰でもアクセスして、予約する必要はなくなるという意味なんでしょうか。

○真砂中央図書館長 電子書籍についても、一般の書籍についても、あくまでも 1 タイトルは 1 タイトルで、1 タイトルを誰かが借りていたら、その次の方は予約をして、それを借りていただくという形になります。図書館の利用者カードを登録されている方であれば、貸し出しも、3 点まで借りることができる。借りている本は、2 週間の貸出期間が切れると、そのまま見れなくなり、次の読みたい方に通知が行って、次の方が見れるようになります。

○坪井委員 9 条の読み方ですが、貸出の「予約をすることができる図書館資料(電子資料を除く。)」となっているのは、電子資料は予約ができないという意味なのかなと思って、今伺ったんです。

○真砂中央図書館長 「貸出し及び貸出しの予約をすることができる図書館資料(電子資料を除く。)」となっております。「(電子資料を除く。)」となっておりますが、基本的に電子書籍についても、予約を行うことはできるというものでございます。電子資料であったとしても、こちらの予約はできるという内容でございます。

○加藤教育長 そうすると、この表現はこれでいいんですか。

○真砂中央図書館長 こちらは、電子資料の点数の件数でございます。ほかに、例えば区民の方であれば、貸出点数は 30 点借りることができます。また、予約資料の点数も決まっているんですが、電子資料は、その点数と違う、予約の点数自体が違うということでの記述になっております。

○加藤教育長 もしそういうことであれば、ここに括弧書きをするんじゃなくて、この括弧書きは「図書館資料（電子資料を除く。）」という書き方なので、坪井委員の言ったような読み方になる場合もあると思うので、例えば、一番最後、「原則として次の表のとおりとする（電子書籍を除く。）」、貸出点数に対しての例外という書き方のほうが……。

○教育推進部長 第 5 条のところ、「電子資料の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。」とありまして、図書館電子資料の利用に関する要綱を別途定める予定をしております。その中で、電子資料の貸出点数等は記載するので、この規則には載せないということでこういうつくりになっているものでございます。

○加藤教育長 別途定めるということですがけれども、9 条のところでは、「除く。」が図書館資料にかかっているの、点数にかかるとすれば、一番最後のところに、原則として次の表のとおりとするけれども、電子書籍は違いますよという書き方のほうが、坪井委員の言ったところに沿うのかなと思いますけど、坪井委員、そういうことですか。

○坪井委員 そうなんです。今、私は点数にかかっていると思わなかったんです。よくよく読めば、確かに、図書館資料の電子資料を除く点数となるんでしょうが。例えば、次の 2 項も「区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料（電子資料を除く。）を予約することができる。」となっているので、これだけ見ると、他館の電子資料は予約できないと読めちゃったんですね。電子資料の予約は本質と異なるからこうなっているんだろうと思ったんです。もし、そういう趣旨じゃなくて、電子資料については別途定めるということであれば、「予約することができる。（電子資料は別途定める。）」と書いていただいたほうがわかりはいいかなと思いました。これを見ると予約できないと思っちゃう。

2 項もそうなんです。他の館の電子資料も、予約はできるわけですよね。違うんですか。

○真砂中央図書館長 2 項のほうは、「区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料（電子資料を除く。）を予約することができる。」となっておりますが、これは、もう所蔵していない電子書籍について、予約することはできない。普通の図書資料につきましては、文京区内のどこの図書館も所蔵していない資料であったとしても、予約をすることはできるんですけれども、電子書籍

については、文京区内にないものは予約することができないという内容になります。

○坪井委員 そっちは本当にできない？

○真砂中央図書館長 そっちはできません。

○加藤教育長 これは、第5条のところに「別に定める。」と書いてあるので、1個1個入れる必要はないんじゃないですかね。今言ったように、どこにかかっているかがちょっと不明で、図書資料にかかっているのか、点数にかかっているのか。もし書くんだったら一番最後に、「(電子資料については、この限りではない。)」とか、「(除く。)」という表現だったらわかるんですけど、途中に入ると、その前の言葉に修飾されるような形になって、坪井委員の言ったような誤解というか、理解になる場合もあると思うので、そこは明確にしたほうがいいと思いますけど。

○坪井委員 同じように、11条、12条で「(電子資料は除く。)」となっているのは、「(未返還者に対する処置)」とか、「(督促)」がないからこうなっているんでしょうか。それとも別途定められているからこうなっているんでしょうか。

○真砂中央図書館長 こちらの未返還に対するものにつきましては、今、坪井委員おっしゃったとおり、電子書籍については、延滞というものが考えられない。期限が来ますと、当然見れなくなってしまいます。見ることができないので、延滞という処理がもともとないということでの趣旨で記載されております。

○坪井委員 別途定められている場合と、全然概念がない場合と、同じように、「(電子資料を除く。)」になっているので、ちょっと混乱をしてしまうということかと思います。「別途定める。」というふうにしておいていただくなら、その概念はあるけれども、別途定まっている。「(除く。)」になっているのは、電子資料は、督促も処置もないというふうにわかる。

それから、「(電子資料を除く。)」になっていれば、他館の予約もないということはわかるんですけども、さっきの点数のところだけが「別に定める。」なんですよね。点数は、別記2に入っているんですか。「次の表のとおりとする。」のところに、別記2に電子資料の点数が入るということでもない？

○真砂中央図書館長 そういう形ではない。

○坪井委員 ではない。ここに入らない。

○加藤教育長 電子資料はこれとは別に定めるということですよ。だから、「(除く。)」という表現になっているわけですね。これは書きぶりを修正したほうがいいと思いますが。

○教育推進部長 これは、施行期日が来年の1月11日ということで、次回、まだ間に合いますし、

今のご議論の点も改めて精査して、区役所の法務担当とも相談しながら、もう一回つくり直してみますので、よろしくお願いいたします。

○加藤教育長 趣旨は、図書館長のほうから説明させていただきましたけれども、表現の部分については、今、部長が言ったような形で直させていただいて、次回また提案させていただくという形で進めたいと思います。

資料6号の部分についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第2 報告事項

(1) 令和元年度文京区一般会計歳入歳出決算（教育局）について

○加藤教育長 それでは、引き続き、報告事項を行いたいと思います。

(1) 「令和元年度文京区一般会計歳入歳出決算（教育局）について」。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。令和元年度文京区一般会計歳入歳出決算でございます。こちらは10月14日の本会議においてご承認いただきました一般会計歳入歳出決算のうち、教育局の部分でございます。なお、児童青少年課の事業と、教育センターの事業の一部については、民生費で執行する事業がございますので、教育費と民生費を分けて資料を作成しております。

まず、1ページ目をご覧ください。教育費の歳入決算でございます。歳入の収入済額は、37億6750万4278円でございます。予算現額38億4869万7162円に対するものでございまして、収入率は97.9%となっております。

主な内容ですが、13款の使用料及び手数料が、幼稚園の保育料等となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。こちらは民生費の部分でございます。歳入総額が7億4442万4604円でございます。収入率は105%となっております。歳入の主な内容ですが、12款分担金及び負担金で、育成室の保護者負担金などとなっております。

続いて3ページ目をご覧ください。教育費の歳出決算でございます。総額が185億5890万9531円でございます。予算現額の192億9679万8000円に対して執行率は96.2%でございました。

主な不用額は、下の枠の中に記載されてございます。

歳出の主なものでございます。

1 項の教育総務費は職員の給与費、学校施設建設整備基金積立等でございます。

2 項の学校教育費は、学校・幼稚園の管理運営費、学校給食調理業務委託等でございます。

3 項の校外施設費は、八ヶ岳高原学園の管理費、移動教室の事業費等でございます。

4 項の社会教育費は、PTA 育成、文化財保護といったものです。

5 項の図書館費は、図書館の維持管理費用となっております。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。民生費の歳出決算でございます。

1 項の社会福祉費は、青少年対策事業や青少年プラザ運営経費が含まれております。

2 項の心身障害者福祉費は、放課後等デイサービス事業、スターティング・ストロング・プロジェクト事業等の支出でございます。

3 項の児童福祉費は、児童館の維持管理費、学童保育事業等にかかった経費となっております。

最後に 5 ページ目をご覧ください。文京区の一般会計と教育費の合計を比較したものでございます。区全体及び教育費の平成 30 年度決算額と令和元年度決算額を比較した場合、歳入歳出ともにふえてございます。こちらは年々予算規模がふえていることから必然的にふえているものと考えております。

資料第 1 号の説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 3 ページの教育費の歳出決算ですが、執行率だけ見ますと、ほとんど、96%程度執行されていますが、社会教育費だけが 88.7%で、ちょっと低くなっているような気がします。これは何か理由はあるのでしょうか。

○教育総務課長 もともと予算規模がそんなに大きくないところに、文化財費の実績の残が大きくなって、不用額があるものですから、もともとの予算規模が大きい中での、こういった比較になってしまうのかなと考えられます。

○坪井委員 じゃ、執行率が下がっているのは、特に行事がコロナの関係でなくなったからとか、そういう意味ではないということなんですね。

○教育総務課長 昨年度末までの決算額ですので、コロナによって事業が全体的になくなったというものはございます。

○加藤教育長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 令和 3 年度重点施策について

○加藤教育長 続きまして、(2)「令和3年度重点施策について」。説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、続きまして、資料第2号をご覧ください。令和3年度重点施策についてのご報告を申し上げます。

重点施策は、令和3年度の予算編成において重点的に推進すべき優先度の高い施策を選定したものでございます。

2の「重点施策の選定方法」につきましては、記載のとおりでございますが、(3)におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する施策は、例年と変わって、新たな選定方法に加わってございます。

令和3年度の重点施策で教育にかかわるものについては、14事業でございます。区全体としては44事業でございます。この中で教育にかかわる新規事業とレベルアップした事業について、説明させていただきます。

まず、No.9の「Society5.0の教室プロジェクト」でございます。こちらは新規事業でございます。Society5.0時代の将来を見据え、一人一台配付したタブレット端末を活用し、対面授業とオンライン授業を同時に行うハイブリッド授業が実施できる環境を整えるものでございます。

次に、No.10の「育成室待機児童解消対策」でございます。こちらはレベルアップ事業でございます。育成室の利用ニーズの高まりに迅速かつ適切に対応するため、新たに民間活力を生かした手法による育成室の新設を行うものでございます。

次に、No.13の「高齢者・障害者・子ども施設等のPCR検査」でございます。こちらはレベルアップ事業でございます。新型コロナウイルス感染症の発生や拡大による生命・健康を損なうリスクを回避し、施設運営等、安定的に継続できるよう、施設利用者または職員にPCR検査を実施するものでございます。

次に、No.22の「区立図書館の電子図書館機能拡充」でございます。こちらは新規事業となります。バリアフリーや新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から電子書籍サービスを拡充し、新しい生活様式に伴い、多様化する区民ニーズに対応するものでございます。

裏面をご覧ください。施設の大規模な取り組みでございます。小日向台町小学校、千駄木小学校の改築の検討など、学校施設の快適性向上等、全て継続事業となっております。

資料第2号につきまして、説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 ここで伺いするべきかどうかわからないんですけれども、9番のタブレット端末の

活用による授業と対面授業とのハイブリッド式は始まったばかりで、それがどのような形で教育効果があるのか。あるいは子どもたちの育ちにとって、紙ベースではない資料を使うということがどのような効果、逆に言えば害があるのか。あるいは教員の指導の仕方について、今までの授業とどう変わっていくのかというようなことは、もう少し長期的に見ないとわからないと思いますが、そうした検証というのは、文京区内ではなされる体制があるのでしょうか。それとも、そういうのをどこかの研究者が出してくださるのを待つという感じになるのでしょうか。これがすごく勢いよく始まっていくので、それが子どもたちにどういうふうに影響するのかが心配なのですが、その辺の対応はいかがでしょうか。

○教育指導課長 今ご指摘いただいたような問題は、ICTを活用する部分で当然考えていかなくてはいけない問題だと思っております。ただ、逆に、年度末までに一人一台のタブレットが入ったときに、全く活用されない状況もいけませんし、教育委員会としては、どんな使い方ができるのか。ここでは「対面授業とオンライン授業を同時に行うハイブリッド授業」と書いてありますけれども、それ以外にも遠隔地等、例えば専門家とか外国と交流するような授業であるとか、あるいは今までの紙のかわりにタブレットを用いるとか、さまざま活用は考えられると思います。そういったものを教育委員会としては、学校任せにするのではなくて、活用方法を探っていくということになります。

同時に、今ご心配いただいたようなマイナスの部分があると思いますので、それはやりながら、もちろん文京区の学校や先生方、子どもたちの中で、そういった声が出たり、効果検証ということも当然あるでしょうし、日本中でさまざまな自治体や学校で取り組んでまいりますので、そうした情報もしっかりとキャッチして、子どもにマイナスになることはやってはいけないと思いますので、効果のあるものについて、しっかり取り組めるように、その準備をしていくという趣旨でございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(3) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について

○加藤教育長 それでは、続きまして、(3)「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」。説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料第3号に基づきまして、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について、ご報告申し上げます。

指定管理者は、軽井沢フード株式会社でございます。

管理運営施設は、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園でございます。

本年度の評価につきましては、教育推進部に設置した指定管理者評価検討会において一次評価を行い、その後、学識経験者等の外部委員2名を含む指定管理者評価委員会において二次評価を行ったところでございます。

評価につきましては、1ページおめくりいただきまして、裏面の2ページをご確認ください。一次評価、二次評価ともに、80点満点中69点、評価についてはB、「優れている」という評価でございます。

次ページの別紙1は、一次評価の報告書となっております。また、別紙2は二次評価の評価結果となっております。一次も二次も、全体的に高評価でございました。

ご報告は以上です。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

これは昨年度もB評価ということですが、毎年優れているということで評価していただいています。

○坪井委員 これは昨年度、平成元年度の利用ですね。ことしの平成2年度は利用されていないことになるんですか。

○学務課長 こちらは令和元年度の評価結果でございまして、令和2年度につきましては、コロナウイルスの関係によって移動教室ができなかったため、ことしに関しては利用がされていないという状況となっております。

○坪井委員 そういう場合は評価を行わないということになるわけですか。

○学務課長 来年度は最終年度になりますので、そちらについての評価は行わないということとなっております。また、来年度プロポーザルして、再来年度、新しい業者の契約になりますので、来年は最終年度で、今ちょうど八ヶ岳高原学園は工事にも入っておりますので、来年の評価はそういった形ではないということになります。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(4) 令和元年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

○加藤教育長 (4)「令和元年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」。説明をお願いします。

○教育指導課長 資料第4号によりまして、令和元年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導

上の諸課題に関する調査について、ご報告をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。「暴力行為」については、上段が件数、括弧の中が発生した学校の割合となっております。下にまとめておりますが、小学校では、遊びの中でルール違反や相手を怒らせる言葉があったことの延長から暴力行為につながるケースがございました。中学校では、ふざけ合いがエスカレートし、気持ちがおさまらずに暴力行為に及ぶケースがあったというところでございます。

おめくりをいただきまして、2 ページ、「いじめ」についてでございます。小学校は、令和元年度は 16 校で 81 件が認知されました。中学校では 6 校で 16 件が認知をされたところでございます。中段のあたりに説明がございます。小学校は 56 件が解消しております。中学校は 16 件、100% 解消したところでございます。いじめの認知件数は小・中ともに減少しておりますが、理由としては、アンケート等やいじめの実態把握のための取り組みや研修の実施により、教員も、児童・生徒も、いじめ防止に対する意識が高まったことが考えられると捉えております。

続きまして、3 ページ、「長期欠席」についてでございます。令和元年度に連続または断続して 30 日以上欠席した児童・生徒数の集計となっております。上段が令和元年度の人数、下段が平成 30 年度の人数を示しております。令和元年度の長期欠席者数は、小学校が 166 名、中学校が 133 名ということで、小・中ともに増加をしております。理由別に見ますと、病気につきましては、小学校が 14 名で、減少傾向でございます。中学校は 23 名で、増加傾向となっております。不登校については、後ほど触れさせていただきます。その他でございます。小学校は 73 名、中学校は 3 名ということで、小学校のほうが増加をしております。小学校でその他が多い理由としては、例年ご報告申し上げておりますが、インターナショナルスクールに通う児童が非常に多いというところでございます。

最後に、4 ページ、「不登校」でございます。小学校は、平成 30 年度に比べますと増加しておりまして、中学校は、平成 30 年度から増減はなしということでございます。課題といたしましては、小・中学校ともに、長期化の傾向が見られること、学年が上がるほど不登校者数あるいは 90 日以上の欠席者数が増加する傾向があるところでございます。不登校の要因は、真ん中辺にございますが、小学校では、いじめを除く友人関係をめぐる問題が最も多く、次に、無気力、不安、親子のかかわり方が多い状況でございます。全国的にも、無気力、不安あるいは親子のかかわり方、いじめを除く友人関係をめぐる問題が多く割合を占めておりまして、本区と同様の傾向があるところでございます。中学校ですが、学業の不振が最も多く、次いで、無気力、不安、いじめを除く友人関係を

めぐる問題が挙げられます。全国的にも、無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振が多くを占めておりますけれども、中でも、学業の不振が多いということが本区の特徴になります。

不登校への対応ですが、各校において組織的な対応をするとともに、教育センターの適応指導教室への通室、スクールカウンセラーによる全員面接や、不登校対応チームによる学校訪問など、学校、家庭、関係機関が連携して丁寧に対応しているところでございます。また、家庭と子どもの支援員の配置による家庭訪問や、登校支援、スクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒及び保護者への支援なども行っております。

報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 長期欠席のところで、インターナショナルスクールに通わせるご家庭には何か指導もしくはインタビューとかするのでしょうか。もしくは子どもたちに追加の何か教育とかをさせるのでしょうか。

○教育指導課長 インターナショナルスクールに通われているお子さんもそうですし、それ以外のご家庭もそうですが、やはり学校に来ていないお子さんについては、各学校が定期的に連絡をとって状況の把握をしているというところなんです。また、ご希望があれば、例えば教科書のようなものを配布するとか、そういったこともしているところでございます。

○小川委員 同じくインターナショナルスクールのことです。こういった長期欠席の子は、普通に卒業はできるんですか。出席日数が足りなくて、卒業ができないといったことはあるのでしょうか。

○教育指導課長 いわゆる不登校のお子さんの場合は、保護者と連絡をしながら、その在籍校での卒業扱いになっていると思いますが、インターナショナルスクール等に通っている場合には、そちらが卒業という形になると思うんですけども。

○学務課長 まずインターナショナルスクールに行っている場合に、例えば、その区域の学校に在籍した上でインターナショナルスクールに行っている方と、在籍をしないでいる方の違いは多少あるとは思いますが、基本的には皆さん在籍していただいた中であちらに行かれているというパターンですが、中には、在籍もしないでインターナショナルスクールに行っている方がいて、その場合は卒業という対応はできていないですが、在籍されている方に関しては対応されています。

○小川委員 小学校とか中学校は、卒業するための最低出席日数とか、それは存在しないんですか。

○教育指導課長 そこは明確な規定はないというふうに捉えております。

○小川委員 少なくともこの人数は、在籍をしている人たちの調査でしょうから、在籍している中の長期欠席と見ていいわけですね。

○学務課長 そうです。これはあくまで在籍している方になります。これ以外の在籍していない方も当然区の中にはいらっしゃいますので、そちらはまた別途、我々学務課のほうでも、在籍されていない方についての調査等を行っているところでございます。

また、インターナショナルスクールに行っているお子さんが区立の学校に入りたいという相談なども我々のほうは受けておりますので、そういったときは区立の学区内の学校を紹介したり、そういったことも対応としてはしているところでございます。

○小川委員 不登校のところで、東京都の出現率に比べて高い値をとっているかと思いますが、この辺はどのような解析がなされているのかを教えてください。

○教育指導課長 不登校は、お一人お一人の状況が違いますので、一律に文京区がこういうことで不登校が多いとか少ないとかということは言えないのかなというふうには思っております。これも東京都と比較してどうだからいいとか悪いということではないと思いますが、出現率を見ると、徐々に、例えば小学校なども、東京都の出現率が近づいてきております。だからいいということではないのですが、今は不登校のお子さんがふえている状況があります。不登校になってしまったから学校に戻すのは非常に難しい部分がございますので、不登校にならないように、学校に魅力があり、学校生活が楽しいとお子さんが感じる事がすごく大切だと思います。

そういう意味では、もちろん、いじめ等が起きないようにということもございまして、授業等が子どもたちにとって、楽しいものである必要があると思います。まずは不登校にならないような学校づくりを進めながら、不登校になってしまった場合は、先ほどお伝えしたような方法で子どもたちとしっかり連絡をとって、できれば、教育委員会や学校としては学校に通っていただきたいという思いがありますので、そういった方向で努力をしてみたいと思っております。

○坪井委員 先ほどの小学校、中学校の卒業のことです。私、インターナショナルスクールの制度がしっかりわかりませんが、かつて全然別のケースで、中学校の在籍がないまま 16 歳になってしまったお子さんについて、高校受験をしようとしたら中学卒業資格がないと受験できなくて、しようがなく、中学卒業認定試験の資格を取ったというケースがありました。インターナショナルスクールに行っているお子さんが例えば都立高校を受験しようとした場合に、中学校の卒業資格ということで問題は起きないのでしょうか。それはご両親がわかってやっていたらということなんですか。

○学務課長 例えば中学生のときにご相談でそういったケースがよくあります。そのときに区立の学校に戻ってくるというケースもやっぱりあります。そこで初めて知って、じゃ、区立のほうにというふうに来られる方もいらっしゃいますし、あとはわかっているというふうにされている方もいると思います。保護者の考え方といいますか、それによってなされていることだと思いますが、我々としては、ご相談があれば、なるべく区立のほうに来ていただきたいというお話をそのときにして、できる限りこちらのほうに来ていただくように丁寧に進めているところでございます。

○坪井委員 不登校のことです。不登校になっている子どもさんの数の中には、教育センターなどの不登校対応の教室に来ているお子さんがここに入るのか入らないのかというのを教えていただきたい。

○教育指導課長 基本的にはここに入っているということでございます。

○坪井委員 ということは完全な不登校ではなくて、そういう教室に通っていらっしゃるお子さんも、この186名の中にはおられるんですか。

○教育指導課長 今私のほうで何名とは申し上げられませんが、この中に数としては入ってございます。

○坪井委員 どのくらいの割合でそういうところに来てくれているんでしょうか。

○教育センター所長 ふれあい教室に昨年度在籍していた人数ですが、全員で42人の子どもたちが通っています。小学校18名、中学校24名の方がふれあい教室のほうに昨年度通室されていたところでございます。

○坪井委員 そうすると、186名中42名は何らかの形で外へ出てきているお子さんと考えてよろしいんですね。

○教育センター所長 そうですね。ふれあい教室の内数で数えております。

○坪井委員 そうすると、完全に学校とのコンタクトがないお子さんが140名弱おられるということになるんですよね。

○加藤教育長 コンタクトがないということではないですよ。

○坪井委員 学校に出てこないお子さんということですか。

○教育指導課長 定義のところで、そもそも長期欠席というのが30日以上ということなので、もちろん90日以上長引いているお子さんもいらっしゃいますが、皆さんが皆さん、全く学校に来てないということではない。例えば、週に1回、放課後に来るとか、さまざまなケースがございませぬ。この数字が、例えば1年間全く学校に来なかった人数ということではございませぬ。

○坪井委員 そうした中で、いじめを除く友人関係が多いとか学力不振は、客観的にもわかるんですが、無気力、不安とか親子のかかわり方という原因もかなり多いと先ほどおっしゃっていました。無気力、不安というのは精神科的な対応が必要な子どもさんなのか。あるいは親子のかかわり方という、虐待が背景にあるようなことを考えなきゃいけない、そういう支援も必要なお子さんなのかというあたりはどうなんでしょうか。

○教育指導課長 個別のケースなので、一つ一つ今お伝えすることはできないんですが、そうした心配のあるケースについては、関係機関と連携をして、そちらのほうからアプローチをしていただいたり、学校のほうからもアプローチしていただいたり、さまざまケースに合った対応をしているところでございます。

○教育センター所長 ご家庭に何らかの課題があるといった場合には、スクールソーシャルワーカー等も家庭訪問などを行って、家庭にどんな状況があるのかということ把握しなら、適切な支援等ができるようであれば、そういったところにも対応しているといったところでございます。

○加藤教育長 先ほどのインターナショナルスクールについては、学校に聞いた話では、途中から公立学校に在籍せずインターナショナルスクールに行きたいというご希望があったときには、学校のほうで、先ほど言ったような卒業の部分で難しくなりますよというのもお話しした上で、ご了解いただいて行っている。学校のほうもそこについては一定ご説明を差し上げているというのは聞いております。

ほか、よろしいでしょうか。

(5) 文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について

○加藤教育長 それでは、(5)「文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について」。ご説明をお願いします。

○児童青少年課長 児童青少年課から、文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について、ご報告させていただきます。

令和3年、来年の4月から新しい期が始まりますが、そちらで指定管理していただく候補者について、指定管理者選定委員会において選定した結果をご報告するものになります。

「施設の名称」ですが、文京区立千石児童館。こちらは育成室と子育てひろばが併設された施設になります。

「選定された候補者」ですが、株式会社日本保育サービス。現指定管理者となります。

「指定の期間」ですが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

「募集方法」については、公募によりまして、応募された団体としてはこの1団体ということになっております。

「選定方法」ですが、書類による一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を経まして、合計点が基準点を上回ったことで、こちらの事業者を指定管理者候補者として選定をしたものでございます。

「選定結果」は、そちらの表に書かれているとおりとなります。上段が当該事業者の点数、下段が満点の点数となっております。

「選定経過」については、そちらに書かれているとおりとなります。

私からの報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 評価の点数と満点が、上段、下段になっていますが、指定管理料評価点というのは、満点490点のうち49点と、1割しか点数とれなかったという意味なんですか。

○児童青少年課長 こちらの指定管理料評価点に関しましては、上限の金額を決めておりまして、そこからマイナスした場合は高い点数が出るような設定になっています。この49点というのは、より上限に近い額での提案があったということです。事業内容も含めた選定を行うので、価格点だけで評価をしないという前提になっていますので、その点数は別途設定させていただいていますが、それでもなお下げてきた場合はそこで点数が上がるような仕組みになっております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(7) 小石川図書館改築に伴う竹早公園との一体的整備について

○加藤教育長 資料6号については、先ほど説明がありましたので、(7)「小石川図書館改築に伴う竹早公園との一体的整備について」。説明をお願いします。

○真砂中央図書館長 資料第7号をご覧ください。小石川図書館改築に伴う竹早公園との一体的整備についてでございます。

小石川図書館の改築については、文京区基本構想実施計画、平成29年度から31年度の計画でございますが、こちらにおいて検討を行っていくものとされ、これまで検討が重ねられてまいりました。この検討の中で、隣接する竹早公園を合わせた関係性についても、関係諸機関による協議を行

ってきたところでは、令和元年6月、昨年6月より立ち上げられました文京区立図書館改修等に伴う機能向上委員会の中間報告が今年度ございました。こちらの中間報告においても、竹早公園との一体的な整備の提言がなされております。

これを踏まえまして、さらに関係部署で協議を行い、図書館の敷地を公園に組み込む利点として、1点目、公園面積の拡充を図ること、2点目、利用者の利便性の向上を図ること、3点目、休館期間短縮の工夫が行える可能性があるという利点を見出すことができるとの結論に達しました。今後、図書館と竹早公園とその施設を一体的に整備するものとし、具体策について検討を今後進めてまいるといふものでございます。

検討の体制としましては、図書館の改築のみということではないので、こちらに記載しております企画課、テニスコートが設置してある公園ですのでスポーツ振興課、都市計画課、公園ですのでみどり公園課など、こういった内容で組織横断的に検討して進めてまいるといふ予定でございます。

検討の内容ですが、図書館、竹早公園、公園内にあるテニスコート、個々の課題を整理していくこと、整備を行うに当たっての法的条件、これは都市計画法等といった法的条件への対応、公園、テニスコート、図書館等、それぞれの利用者意見を聴取していくこと。今後そういったことを行うことによって、最終的に、これは仮称でございますが、小石川図書館・竹早公園・竹早テニスコート改修等基本計画を策定していくということが検討の内容となっております。

今後のスケジュールにつきましては、こちらに記載のとおり予定しております。

報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 図書館と竹早公園と竹早テニスコートを一緒にということ、利点が3つ挙げられている中の1つが公園の面積の拡充を図れるということになっています。図書館を広げるというほうを考えるのではなくて、公園のほうは広がるけれども、図書館の面積は広がらないという構想になっているということなんでしょうか。

○真砂中央図書館長 現在、小石川図書館と竹早公園は同じ街区にあるんですが、敷地としましては図書館の部分が固有になっていて、全体の街区の中では、切り欠きの中に図書館が建っているという状況になっています。こちらを公園と併設することによって、公園側としては面積が広がる。そこでご質問いただいたのは、図書館としての面積はどうなるのかという部分だと思います。公園と一体化することによりまして、都市公園法の定義の中で、ここまでであれば公園内に建ててよいという基準がありますので、その範囲内において建てることのできるのではないかと、いふことで、

公園にとっても図書館にとっても、一定程度利便性がよく、それぞれ規模が大きくなるということを考えてのことでございます。

○小川委員 以前、隣接の区の図書館の見学をさせてもらって、区民が滞在するスペースが図書館の中にあったり、勉強するスペースがあったりということを見させていただいたこともあって、せっかく建てかえるということで、かつ公園と一体として開発してくれるということであれば、図書館のほうもぜひ充実してもらいたいなと思ったので、質問させていただきました。

○真砂中央図書館長 今回の話につきましては、図書館の改築の話がもとになっております。小石川図書館は文京区内でも利用者数、貸出冊数がトップクラスで、それに見合った蔵書冊数、利用者に対応できる設備面を強化するために今回改築ということで考えております。建て方といったものにはいろいろ工夫があるかと思しますので、そういった部分も含めてよりよい図書館になるよう今後検討してまいりたいと考えております。

○田嶋委員 利用者の意見を聞くというのは非常に大切なことだとは思いますが、今やっている人の既得権みたいなのが優先されてしまって、今の時代に合った新しい図書館の形、ああい都市型の駅に近い住宅街の中にある公園のあり方として、いろんな規制はあるにしても、いろんなお店とタイアップするとか、何か新しいものをやろうということにはならないと思うんですね。もちろん、今テニスをやっていらっしゃる方にしてみれば、テニスコートは絶対なくさないでと言うに決まっているし、虫かごみたいな壁打ちのところとか、なくさないで言うに決まっている。そういう既得権にならないように、区民の皆さんに本当に喜んでもらえるような、今の時代に合ったものをつくる形にしていだければと思います。

○真砂中央図書館長 今回の利用者の意見をいただくということがこちらに書かれています。土木部のほうで行っております公園再整備の手法を使って、私どもも竹早公園の一体整備の中で、そういった利用者の意見も取り入れながら、実施していく予定でございます。

ただ、今、委員おっしゃったとおり、確かに既得権、今までテニスコート、公園それぞれの利用者がいて、それぞれ利用できていたことが阻害されることに関しては、多分意見が出るのではないかと考えております。やり方として、一気に説明会方式の形でやれば、当然そういった意見が出ようかと思しますので、それぞれが意見を交換しやすいような形を今後考えていく必要があるかと考えております。区のほうとしても、こういったところで線としてはどうだろうかというのを提示した上で、お話を進めていくべきかなと考えております。

○加藤教育長 既得権もそうなんです、多分いろんな方が利用しているので、利害が対立するこ

ともあると思います。そういったこともありますので、先ほど田嶋委員が言われたように、区民にとってどうなのかという視点を大事にしながらですけど、丁寧に調整しながら、そういった大きな視点を中心に考えて進めていきたいと思っています。

○田嶋委員 ありがとうございます。今あそこをあまり使いたくないと思っている区民もいらっしゃるかもしれないので、そういう人たちもみんな使えるような公園にぜひしていただければと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、用意した案件については、以上で全てになります。

第3 その他の事項

○加藤教育長 その他の事項で、その他ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第11回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(15:06)

令和2年11月10日

議事録署名人

教育長

委員